

患者様へ： 整形外科 外来体制について

2017年1月20日 鎌倉リハビリテーション聖テレジア病院院長 足立徹也

永年当院に常勤医師として勤務して頂いた **整形外科の系医師**が、3月末に当院の常勤職を退職されることになりました。

4月以降は当面の間、非常勤医師として 週1回、系医師による外来診療が行われますが、今まで、週3回の外来診療であったものが、週1回となりますので、今まで系医師に受診されていた患者様全てを週1回の外来で診療することは困難となります。

系医師の後任医師の確保に努めますが、その場合も整形外科外来としては週1回を継続することを予定しています。

整形外科疾患のリハビリの実施については、整形外科外来以外に、**リハビリテーション科外来の伊藤良介医師**（リハビリテーション専門医）が担当致します（週3回）ので、通院リハビリテーションの実施については今後とも従来通り可能です。 X-P 撮影や CT、MRI による検査も従来通り可能です。

臨時的な薬の処方や湿布などの処方は可能ですが、骨粗鬆症の治療薬投与その他の継続的な整形外科関係の薬の処方は、別途、当院整形外科外来または、他院の整形外科に受診して頂かなければなりません。

誠に申し訳ありませんが、ご理解のほどお願い申し上げます

ご不明の点は、外来看護師にお尋ね下さい